

## 固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

区民や小規模事業者を取り巻く環境は、長期的な景気の低迷により、大変厳しいものとなっています。

こうした中、東京都が実施している「小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置」、「小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税を2割減免する措置」及び「商業地等における固定資産税・都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる軽減措置」は、税負担の緩和を図り、事業継続への支援に大きな成果を上げています。

東京都がこれらの軽減措置を廃止すると、区民・小規模事業者に与える経済的・心理的影響は極めて大きく、景気に与える影響も強く危惧されます。

よって、江戸川区議会は、東京都に対し、現在の景気状況における区民の税負担感に配慮し、下記の事項を平成23年度以降も継続するよう強く要望いたします。

### 記

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置を行うこと。
- 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税を2割減額する減免措置を行うこと。
- 3 商業地等における固定資産税・都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年12月7日

江戸川区議会議長 須賀 精二

東京都知事 あて